

議事日程第5号

令和2年9月18日(金)

第1 議案上程(議案第96号から第114号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第115号及び第116号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第28号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局 長	岩谷一徳
副事務局 長	清水幸子
局長 補 佐	三浦大作
主席 主 査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	船木 道晴
監査委員	鈴木 誠	監査委員	船木 誠
総務企画部長	佐藤 透	市民福祉部長	山田 政信
観光文化スポーツ部長	小玉 博文	産業建設部長	柏崎 潤一
企業局長	八端 隆公	総務課長	鈴木 健
企画政策課長	伊藤 徹	財政課長	佐藤 静代
福祉課長	小澤田 一志	病院事務局長	田村 力
会計管理者	平塚 敦子	教育総務課長	太田 穰
選管事務局長	(総務課長併任)		

午後 2時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第96号から第114号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第96号から第114号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。1番中田謙三君

【1番 中田謙三君 登壇】

○1番（中田謙三君） 総務委員会に付託になりました議案第101号から第104号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本4件については、一括上程、一括審査したものであります。

はじめに、議案第101号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に、寒冷地手当を加えるもので、寒冷地手当が支給される11月分から3月分の時間外勤務手当等について加算の対象になるもので、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、一つとして、寒冷地手当が加算された場合の勤務1時間当たりの給与額について質疑があり、当局から、寒冷地手当月額は、扶養親族を有する世帯主は1万7,800円、扶養親族を有しない世帯主は1万200円、その他は7,360円で、この分を加算して算出し、職員1人当たりの給料月額によって違いがあるが、1時間当たり数十円から110円程度の増額となる。昨年 of 時間外手当実績と比較すると、年間52万円ほどの増額となる。との答弁がありました。

二つとして、県内自治体の寒冷地手当支給状況について質疑があり、当局から、国家公務員の給与基準により、地域単位で等級が指定されている。男鹿市、由利本荘市、にかほ市が対象外地域となっているが、県では全市町村が対象となっていること

から、本市を含む3市は、それに準じて支給している。との答弁がありました。

さらに委員から、市独自で支給期間を変更することは可能か。との質疑があり、当局より、支給期間や支給額については給与条例で規定していることから、条例改正は可能であると思われるが、近隣他市との均衡等について考慮する必要がある。との答弁がありました。

次に、議案第102号男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の国家公務員に準じ、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、一つとして、コロナ禍に対応する条例改正は必要であるが、市内で感染者が発生した場合の連絡体制について質疑があり、当局より、市内で発生した場合、「秋田中央保健所管内で発生」と表現されるが、公共施設等利用者が感染した場合やクラスター発生の場合は、保健所から市に連絡が来ることになっている。感染者が利用した公共施設等の消毒に従事した職員に、1日につき3,000円の手当が支給されることになる。との答弁がありました。

二つとして、消毒作業に従事する職員体制及び防護服等の備蓄状況について質疑があり、当局より、対策本部は総務課危機管理室と健康子育て課で対応しており、その中で、感染症対策である消毒については、健康子育て課が主担当となっている。消毒作業に必要な防護服は、現在260着ほど備蓄しており、4月には、消毒を専門に行っている事業者から消毒方法等について指導を受けている。実際に公共施設の消毒が必要となった場合、職員が保健所の指導も受けながら作業を行うものと認識している。との答弁がありました。

次に、議案第103号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、若美幼稚園の閉園に伴い、幼稚園に係る職を整理するもののほか、規定を整理するため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、若美幼稚園の閉園に伴い、幼稚園教諭、幼稚園教頭及び

園長の職がなくなることから、当該項目を削るなどの説明がありました。

次に、議案第104号男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、地方税法の改正に伴い、特例の基準となる割合が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に、また、租税特別措置法の改正に伴い、「告示された割合」から「平均貸付割合」となるなど用語について文言の改正があったことから、条文の整理を行うものである。との説明がありました。

以上の審査経過により、本4案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番鈴木元章君

【5番 鈴木元章君 登壇】

○5番（鈴木元章君） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第105号男鹿市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、現在、中央デイサービスセンターの指定管理を受けている社会福祉協議会より、令和3年3月31日をもって指定管理終了の申出があり、今後の運営について検討した結果、廃止することとしたため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、男鹿市中央デイサービスセンター廃止を決定した理由について質疑があり、当局より、介護保険制度開始当初は、行政が主体となりデイサービス事業を運営してきたが、その後、民間事業者も多く参入している状況である。市内のデイサービス事業所全体の利用率も、近年は50パーセントから60パーセント台となっている。加えて、今後設備の老朽化による多額の経費の発生も予想され、これらを総合的に検討した結果、廃止せざるを得ないと判断したものである。との答弁があったのであります。

さらに委員より、現在の利用者及び施設職員の動向について質疑があり、当局より、当該施設の利用者に関しては、本人の希望をもとに、ケアマネージャーが他のデイサービスセンターへ移る手続きを進めることとなります。職員に関しては、退職者もいるが、基本的には北部デイサービスセンターへの異動となると伺っている。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第106号男鹿市介護保険条例及び男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正による延滞金の特例基準割合の定義変更に伴い、延滞金の割合の特例に関し、条文の整理を行うため改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第107号男鹿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、省令の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件について人材確保に関する状況等を考慮し、経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、改正するものであります。

本案について、委員より、現在、管理者が主任介護支援専門員ではない居宅介護支援事業所数と、主任介護支援専門員の資格要件について質疑があり、当局より、市内20カ所の事業所のうち、管理者が主任介護支援専門員でないところは、7事業所である。主任介護支援専門員の資格要件は、介護支援専門員として実務経験を5年以上有し、県の講習を経て認定された者である。との答弁があったのであります。

さらに委員より、主任介護支援専門員の人材育成には、現場の質の保持と並行し、能力、知識等を研鑽するというハードルがあり、市としてのサポートの考えについて質疑があり、当局より、人材の確保や育成については、介護現場においても切実な課題として捉えている。介護保険制度上、市独自のサポートは難しいが、引き続き、国や県とともに各種研修会などの開催を通し、人材の育成に努めていきたい。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第108号男鹿市立幼稚園条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、若美幼稚園が令和3年3月31日をもって閉園することに伴い、本条例を廃止するものであります。

本案について、委員より、今後の幼稚園入園希望者に対する補完について質疑があり、当局より、認定こども園の船川保育園及び私立幼稚園で補完するとともに、男鹿市児童施設再編計画において、幼保連携型施設の必要性を考えてまいりたい。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第111号財産の無償譲渡についてであります。

本議案は、市有財産のうち、男鹿市デイサービスセンターの車庫を無償譲渡するもので、平成4年に男鹿市が委託する男鹿偕生会におけるデイサービス事業の送迎車の保管目的として建設し、無償貸与しており、現在はデイサービス事業廃止の届出に至っておりますが、今後、地域福祉拠点の設置等の構想段階であるとのこと。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。4番伊藤宗就君

【4番 伊藤宗就君 登壇】

○4番（伊藤宗就君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第109号男鹿市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市体育施設の指定管理者を公募するに当たり、若美中央公園内の多目的広場を同公園の公園施設として位置付けることのほか、使用料に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

す。

次に、議案第110号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、都市公園の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、都市公園全体を一括して指定管理させることにより、現在の有料公園施設の指定管理料は増額となるのか。との質疑があり、当局より、現在は、文化スポーツ課が所管する体育館や野球場等の有料公園施設のみ指定管理を行っている。令和3年度以降は、これまで建設課が委託発注をし、管理をしていた駐車場や園路、芝生等、都市公園全体を一括して指定管理を行わせるため、委託発注分が指定管理料に増額となるものである。この改正により、指定管理者が管理運営している各種事業に合わせて園路、駐車場等の管理が適宜できるようになることから、公園利用者の利便性向上に期待できるものである。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番進藤優子君

【12番 進藤優子君 登壇】

○12番（進藤優子君） 予算特別委員会に付託されました、議案第112号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）、議案第113号令和2年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第114号令和2年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る7日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、ご報告申し上げます。

第1点として、指定ごみ袋製造・管理・配送業務委託料等についてであります。

一つとして、6月、7月、8月で当初予算のすべてを使い切ったとしていて、発注枚数の見通しが甘いという問題でないと考えているが、何をもとにそのような数字に

なったのか、何が違っていたのかについて。

二つとして、一般廃棄物の処理業務は市でやらなければいけない事務であるが、市で関与せず業者任せとなっているのではないか。このため、このような補正予算で対応するような状況となり、行政に対する不信感につながると思うが、どのように受け止めているのかについて。

三つとして、旧ごみ袋の購入に係る消耗品費について、旧ごみ袋が業者に残っていた事由と残枚数及び購入予定単価と予算執行の必要性について。

第2点として、委託料について、自前でできることはやるべきと考えており、安易に外注としているものではないと思うが、委託業務とする判断や内容精査など、委託の在り方について。また、業者選定、入札方法なども、どのようになっているかについて。

第3点として、男鹿駅周辺整備事業に係る民有地取得について、周辺の直近の売買実例があるが不動産鑑定を行ったこと、収用法の該当として含めてやるべきでなかったか、工作物等補償の金額、用地の利用目的など、それぞれの理由や考え方について。また、契約及び支払いの予定時期について。

第4点として、下水道事業会計の経営戦略改定業務委託は、具体的に何をするためか、どういうところを改善するのか、その目的について。

第5点として、家庭系一般廃棄物処理手数料、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、財政調整基金繰入金、それぞれの歳入の内容について。

第6点として、農地費のため池ハザードマップ作成業務と、ため池等整備事業費負担金の事業内容及び整備が必要なため池の箇所数について。また、ため池は農業用水の確保、治水としての機能、水源としてなどとなるが、市として、ため池の位置付けはどのようになっているかについて。

第7点として、議場空調設備等改修設計業務は、経費節減の面からもその都度実施するより、庁舎全体として進めた方がいいと思われるが、その内容について。

第8点として、新型コロナウイルスが地域内で発生した場合は、追加情報提供や広報など市として独自の対策を講ずるべきであるが、その考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設

置し、審査いたしました。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第112号、第113号及び第114号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。3番畠山富勝君

【3番 畠山富勝君 登壇】

○3番（畠山富勝君） 決算特別委員会に付託されました、議案第96号令和元年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第97号から議案第100号までの令和元年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9日に開会し、正副委員長互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明とともに、監査委員から決算審査における総括意見を受け、審査を行いました。

この際、その決算の概要については省略させていただき、質疑されました主な点についてご報告申し上げます。

はじめに、議案第96号についてであります。

第1点として、人口減少問題について、依然として状況は変わらず、人口減少は避けられないとしているが、減少を食いとめる、または人口を増やすような踏み込んだ対策をすべきであるが、どのように考えているかについて。

第2点として、今後の地方交付税はコロナ対策の影響により大幅な減が予想され、自主財源の確保が主要な課題になるが、その対応方について。

第3点として、第4次行政改革大綱の新たな取組事項や大綱の目指すべき方向性について。また、単なる予算の削減ではなく、行財政効果を具体的に数値であらわす必要があるが、次期大綱に向けての見解について。

第4点として、男鹿駅周辺整備事業で行った投資に対して、経済効果や現段階での今後の施策展開について。

第5点として、空き家対策と獣害被害の軽減について、空き家に獣が住み着いて地

域の農作物を荒らしており、被害は男鹿市全域に広がっていると思われる現状において、駆除実績や空き家管理と実態の把握、農業振興のための効果的な駆除の仕組みづくりについて。

第6点として、整備済急傾斜地の現状と管理について、県の治山事業として急傾斜地工事が済んでいる地区で、年数が経過し斜面にアカシアが林立しているような箇所がある。このようなところの危険度の有無や対応は、どのようになっているかについて。

第7点として、サイクリング環境整備業務、観光旅客船二次交通整備業務、インバウンド受入態勢整備業務のそれぞれの業務内容、具体的な目的、事業実績、採算面などについて。また、複合観光施設指定管理料の内訳について。

第8点として、監査委員審査意見書に職員の意識改革が記述されているが、男鹿市職員についてどのような意見であるかについて。

第9点として、委託料の総額が前年度から増えている状況にあるが、内部で実施可能な部分も外注しているのではないか。委託料の考え方、チェック体制について。

第10点として、公共施設の老朽化により解体しなければならない施設もあり、それらの対処について。また、解体が必要な施設は、毎年度一定の金額をかけるなどして行っていくべきと考えるが、その対応についてなどの質疑があり、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第96号令和元年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第97号から議案第100号についてであります。

第1点として、国民健康保険財政調整基金が約4億2,000万円ある状況を踏まえ、国民健康保険税の引下げに使う考え方はないのか。また、均等割の廃止について。

第2点として、国民健康保険税の不納欠損の主な理由について。

第3点として、国民健康保険税の新型コロナウイルスによる減免申請の件数についてなどの質疑に対して、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、議案第97号から議案第100号までの令和元年度男鹿市

特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより議案第96号から第114号までを一括して採決いたします。本19件に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本19件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号から第114号までは、原案のとおり可決及び認定されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第115号及び第116号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第115号及び116号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第115号及び第116号の人権擁護委員の推薦についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました議案第115号及び議案第116号

の人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第115号は、本市人権擁護委員の佐藤京子氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、その後任として佐藤千代子氏を推薦したいというものであります。

議案第116号は、同じく人権擁護委員の吉田諭氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。佐藤千代子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第115号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第116号を採決いたします。吉田諭氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第116号は、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第28号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第28号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議会案第28号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第28号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第28号は、原案のとおり可決されました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政文様及び湖方税市政正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
 - 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
 - 3 令和2年度の地方税収が大福に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
 - 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
 - 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清孝

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 菅 義偉 様

内閣官房長官 加藤 勝信 様

総務大臣 武田 良太 様

財務大臣 麻生 太郎 様

経済産業大臣 梶山 弘志 様

経済再生担当大臣 西村 康稔 様

まち・ひと・しごと創生担当大臣

坂本 哲志 様

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて令和2年9月定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時38分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 安 田 健 次 郎

議 員 古 仲 清 尚